



箕輪町

箕輪町役場子ども未来課 プレスリリース

令和2年6月5日 発信

報道機関各位

## 児童手当・特例給付現況届の提出について

令和2年度6月分以降の児童手当・特例給付を受けるためには、現況届の提出が必要です。現況届とは、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するための大切な届けです。提出がない場合は6月分以降の児童手当等が受けられなくなりますのでご注意ください。

現況届は、6月上旬に対象のご家庭にお送りします。必要事項を記入し、箕輪町役場子ども未来課まで提出をお願いします。

**提出期限** 6月30日（火）

**受付方法** 郵送または箕輪町役場子ども未来課窓口

### 提出にあたり必要なもの

- ・お送りした現況届（署名・捺印したもの）
- ・受給者（親）の健康保険被保険者証のコピー（国民健康保険加入者は保険証のコピーは不要）
- ・在留カードのコピー（外国籍の方）

※上記以外に添付書類の必要な方もいます。詳しくは、子ども未来課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染防止のため、できるだけ同封した返信用封筒にて提出書類を確認のうえ、ご返送ください。

添付資料  有  無

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、  
イクボス・温かボス  
イクメンを応援します！

子ども未来課 子育て支援係  
（課長）唐澤 勝浩（担当）小林美奈子  
電話：0265-79-3111（内線）163  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：kodomo@town.minowa.lg.jp

## 6月分以降の児童手当等を受けるには 現況届の提出が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の児童手当等が受けられなくなりますのでご注意ください。

【提出期限】 6月30日（火曜日）

【提出方法】 ①郵送による提出

同封した返信用封筒にて、返送してください

②窓口における提出

箕輪町役場子ども未来課窓口へご持参ください

〈受付時間 8時30分から17時15分〉

※新型コロナウイルス感染防止のため、できるだけ郵送での提出をお願いします。

### ☆提出書類チェック表

【提出にあたり全員が必要なもの】

- お送りした現況届（署名・捺印したもの）
- 受給者（親）の健康保険被保険者証のコピー  
現況届の裏面に貼り付けてください。  
（※国民健康保険加入者は保険証のコピーは不要です）

【下記該当者】

受給者と子どもの住所が別の場合

- 児童手当・特例給付 別居監護申立書

外国籍の方

- 在留カードのコピー（両面）

記載漏れがないか書類等を確認  
のうえ、提出してください。

ご協力よろしくお願いま  
す。



- ・6月以降転出予定の方も、必ず提出してください。
- ・児童と生計を同じくする父母のうち、令和元年所得の最多者が代わっている場合は、受給者が変更になる場合があり、その際は新たな受給資格者が申請を行う必要があります。

（お問合わせ）箕輪町役場 子ども未来課 子育て支援係 0265-79-3111（内線 163.125）